

# ご存じですか

# 児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

## 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または母に代わってその児童を養育している人です。

- ① 児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。また、国籍は問いませんが、外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。
- ② 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ③ 父が死亡した児童
- ④ 父が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
- ⑤ 父の生死が明らかでない児童
- ⑥ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑦ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚の子で、父から認知されていない児童



- ⑧ 捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童  
上記に該当する場合でも、公的年金を受給しているときや昭和60年8月1日以降に手当の支給要求に該当した後5年を経過しても手当の請求をしなかったとき等、支給されない場合があります。

## 手当の支払い

知事の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から手当が支給されます。4月・8月・12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振込まれます。

## 手当を受けるための手続き

役場福祉課で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は在留資格の明記された登録済証明書）
  - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
  - ③ その他必要書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

## 手当の基準額

（平成9年度現在）

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	41,390円	27,690円
児童が2人のとき	46,390円	32,690円
児童が3人以上	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算

## 所得による支給制限

この手当には、所得による支給制限があります。すなわち、受給者本人または配偶者及び扶養義務者の前年の所得により①全部支給の人②一部支給の人③全部支給停止の人に分かれます。くわしいことは、保健福祉課（☎82-1111）内線256へお問い合わせください。

## 入札結果 (3月)

(単位 円)

工事等の名称	工事等の箇所	契約金額	契約の相手方
町道Ⅱ-1号線道路排水整備工事	牛熊地先	2,047,500	吉岡建設(株)
町道D-62号線道路排水整備工事	北清水西地先	2,730,000	(有)永嶋工務店
町道D-155号線道路排水整備工事	新島本郷地先	2,047,500	山一土建(株)
町道C-34号線道路改良工事	横芝上町地先	2,835,000	(株)富田工務店
町道D-203号線外道路舗装補修工事	屋形宮前地先外	11,445,000	古谷建設(株)
町道I-4号線外道路舗装補修工事	栗山第3地先	13,755,000	古谷建設(株)

